

市第86号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年 6 月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 節 行為等の許可（第23条 第25条）」を

「第 4 節 行為等の許可（第23条 第25条）」を

第 5 節 公共下水道の構造の技術上の基準等（第26条 第31条）」に、「（第26条 第31条）」を「（第32条 第37条）」に、「（第32条 第34条）」を「（第38条 第40条）」に、「（第35条 第40条）」を「（第41条 第46条）」に改める。

第40条を第46条とし、第36条から第39条までを 6 条ずつ繰り下げる。

第35条中「第30条第 1 項」を「第36条第 1 項」に改め、同条を第 41条とする。

第 4 章中第34条を第40条とし、第33条を第39条とし、第32条を第 38条とする。

第 3 章中第31条を第37条とし、第30条を第36条とし、第29条を第 35条とする。

第28条第 1 項中「第31条」を「第37条」に改め、同条を第34条と

する。

第27条を第33条とし、第26条を第32条とする。

第 2 章に次の 1 節を加える。

第 5 節 公共下水道の構造の技術上の基準等

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第26条 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める技術上の基準は、次条から第30条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第27条 排水施設及び処理施設 (これを補完する施設を含む。第29条において同じ。) に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの (生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして下水道法施行規則 (昭和42年建設省令第37号) 第 4 条の 3 に定めるものを除く。) にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の令の規定により国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第28条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径は、150 ミリメートルを下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きよ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所^{きよ}にあっては、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第29条 第27条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令の規定により国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第30条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

（終末処理場の維持管理）

第31条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気^ろの発散及び蚊、はえ等の発生^ろの防止に努めるとともに、

構内の清潔を保持すること。

- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令の規定により国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

別表第 3 中「（第 28 条第 1 項）」を「（第 34 条第 1 項）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する公共下水道であって、この条例による改正後の横浜市下水道条例第 27 条第 5 号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準等を定めるため、横浜市下水道条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

目次

（第 1 章 省略）

第 2 章 公共下水道

（第 1 節から第 4 節まで省略）

第 5 節 公共下水道の構造の技術上の基準等（第 26 条 第 31 条）

第 3 章 一般下水道 （第 32 条 第 37 条）
（第 26 条 第 31 条）

第 4 章 雑則 （第 38 条 第 40 条）
（第 32 条 第 34 条）

第 5 章 罰則 （第 41 条 第 46 条）
（第 35 条 第 40 条）

（付則省略）

第 5 節 公共下水道の構造の技術上の基準等

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第 26 条 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める技術上の基準は、次条から第 30 条までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第 27 条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第 29 条において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他

雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる

。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）第 4 条の 3 に定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とつ}継手の設置その他の令の規定により国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第 28 条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径は、150 ミリメートルを下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく
変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マン
ホールを設けること。

(5) まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマ
ンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること
。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第 29 条 第 27 条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場である
ものに限る。第 2 号において同じ。）の構造の技術上の基準は、
次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられ
ていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。
）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環
境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令の規定に
より国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第 30 条 前 3 条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用
しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水
道

（終末処理場の維持管理）

第 31 条 法第 21 条第 2 項の規定による終末処理場の維持管理は、次
に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう令の規定により国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

(一般下水道)

第 32 条 (本文省略)
第 26 条

(横浜市以外の者の行なう工事)

第 33 条 (本文省略)
第 27 条

(占用料)

第 34 条 横浜市は、第 37 条 で準用する 第 24 条 の規定により占用の許
第 28 条 第 31 条
可を受けた者から、別表第 3 に定める額の占用料を徴収する。

(第 2 項省略)

(許可または承認の条件)

第 35 条 (本文省略)
第 29 条

(監 督 処 分)

第 36 条
第 30 条 (本 文 省 略)

(準 用)

第 37 条
第 31 条 (本 文 省 略)

(排 水 設 備 指 定 工 事 店)

第 38 条
第 32 条 (本 文 省 略)

(排 水 設 備 の 管 理 人)

第 39 条
第 33 条 (本 文 省 略)

(委 任)

第 40 条
第 34 条 (本 文 省 略)

第 41 条 第 36 条 第 1 項 又は 第 2 項 の 規 定 に よ る 市 長 の 命 令 に 違 反 し
第 35 条 第 30 条 第 1 項

た 者 は 、 300,000 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る 。

第 42 条
第 36 条 (本 文 省 略)

第 43 条
第 37 条 (本 文 省 略)

第 44 条
第 38 条 (本 文 省 略)

第 45 条
第 39 条 (本 文 省 略)

第 46 条
第 40 条 (本 文 省 略)

別 表 第 3 (第 34 条 第 1 項)
(第 28 条 第 1 項)

(表 及 び 備 考 省 略)

下 水 道 法 (抜 粋)

(構 造 の 基 準)

第 7 条 (第 1 項 省 略)

2 前 項 に 規 定 す る も の の ほ か 、 公 共 下 水 道 の 構 造 は 、 政 令 で 定 め
る 基 準 を 参 酌 し て 公 共 下 水 道 管 理 者 で あ る 地 方 公 共 団 体 の 条 例 で

定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(放流水の水質検査等)

第 21 条 (第 1 項省略)

- 2 公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。